### 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度~33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

### (1)利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- 診断書の在り方の検討

### (2)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- 権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- -「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性
  - 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
  - •相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
  - 利用促進(マッチング)機能
  - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
  - •不正防止効果

### (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 (預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)
- 注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
- 注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

### 成年後見制度利用促進基本計画の概要

### 基本計画について

- (1)成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、<u>成年後見制度の利用</u> 促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2)計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度~33年度)。
- (3)国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。

### 基本的な考え方及び目標等

- (1)今後の施策の基本的な考え方
  - ①ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
  - ②自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
  - ③財産管理のみならず、身上保護も重視。
- (2) 今後の施策の目標
  - ①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
  - ②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、<u>権利</u> <u>擁護支援の地域連携ネットワークの構築</u>を図る。
  - ③<u>後見人等による横領等の不正防止を徹底</u>するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
  - ④成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- (3)施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその<u>進捗状況を把握・評価</u>し、目標達成のために必要な対応について検討する。

### 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)

利用者がメリットを実感で きる制度・運用の改善 ー制度開始時・開始後に おける身上保護の充実ー

<別紙2参照>

〇高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた 検討や、検討の成果を共有・活用する。

- 〇本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が 選任できるようにするための仕組みを検討する。
- ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環 境を整備する。
- ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状 況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

権利擁護支援の地域連 携ネットワークづくり

<別紙3参照>

- 〇以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。
  - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- 〇地域連携ネットワークの基本的仕組み
  - 「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
  - ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
  - ⇒地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
    - ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
      - 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
      - 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
      - 利用促進(マッチング)機能
      - ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
      - •不正防止効果
    - ◎中核機関の設置・運営形態
      - ●設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
      - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
      - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
      - ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

### 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3)

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

-安心して利用できる環境整備-

<別紙4参照>

(4)

制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

(5)

国、地方公共団体、関係団体等 の役割

(6)

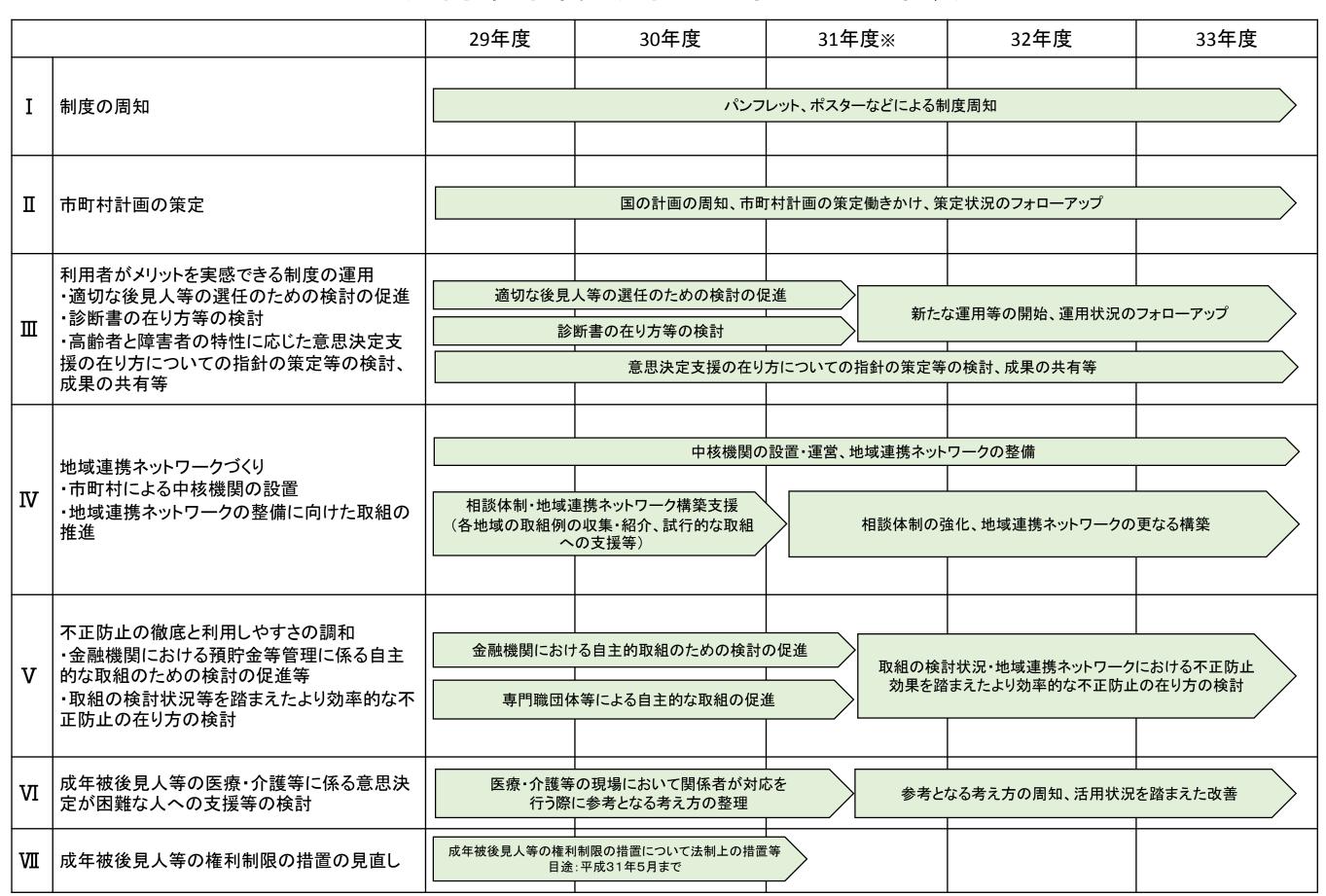
成年被後見人等の医療・介護等 に係る意思決定が困難な者への 支援等の検討

(7)

成年被後見人等の権利制限に係 る措置の見直し

(8) 死後事務の範囲等

- ○<u>現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策</u>(預貯金の適切な管理、払戻方法等)を検討する。
- ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、<u>より効率的な不正</u> 防止のための方策を検討する。
- ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネット ワークでの発見・支援とともに、<u>実務的な対応を検討</u>する。
- ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- ○<u>成年後見制度利用に係る費用助成</u>について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 〇市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
- ○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 〇都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等
- - ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
- ○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、<u>指針の作成等</u>を通じて社会に提示し、<u>成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討</u>する。
- 〇成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項) について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
- 〇平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

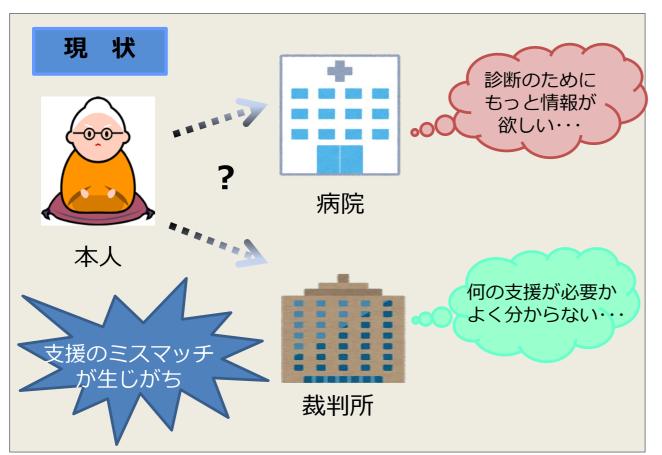


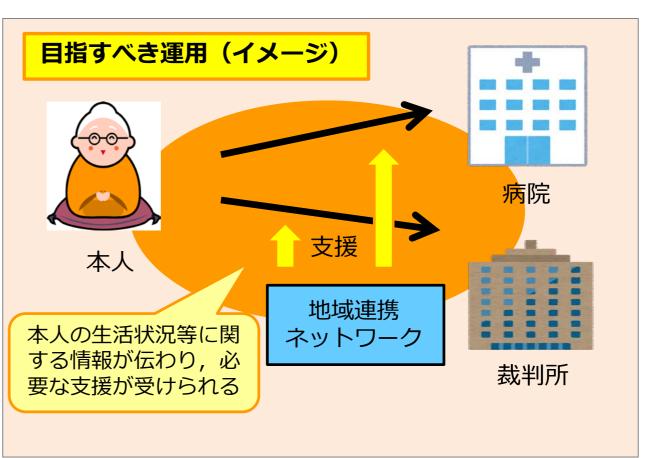
# 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

## 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には,本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



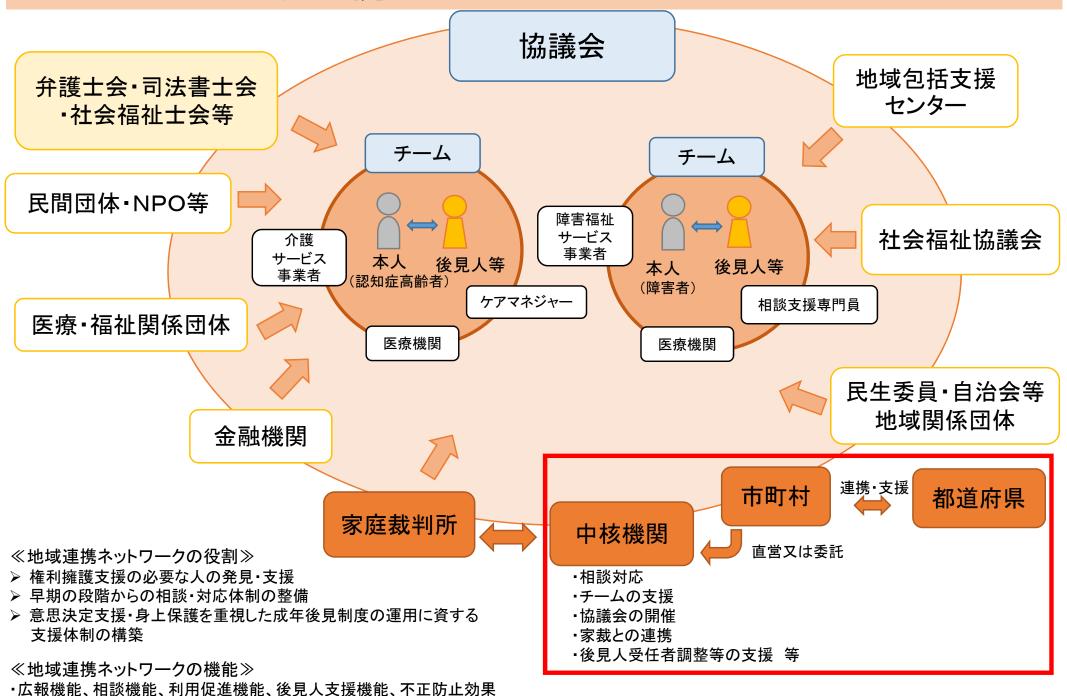


### 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が, 医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

# 地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

## 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

### <別紙4>

#### 委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における 自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫 協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 〇 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

#### 預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理
- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し
  - ①小口預金口座
    - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
  - ②大口預金口座
    - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等
  - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
  - ②大口預金口座 → ①小口預金口座